

指定活用団体の申請の哲学と方法

一般財団法人

民都大阪休眠預金等活用団体

本日のプレゼンの流れ

1. 「知の固定資産」による知の構造化
2. 休眠預金の資金に対する考え方
3. 「地方の代表」＝「なんとなく東京の危険性」
4. 総理大臣指定の権威を組織構成及び組織運営に活かすこと
5. 組織：飛車角組織による段階的拡張
6. 当法人のガバナンス及び内部統制等の管理体制について
7. その他

1. 「知の固定資産」による知の構造化

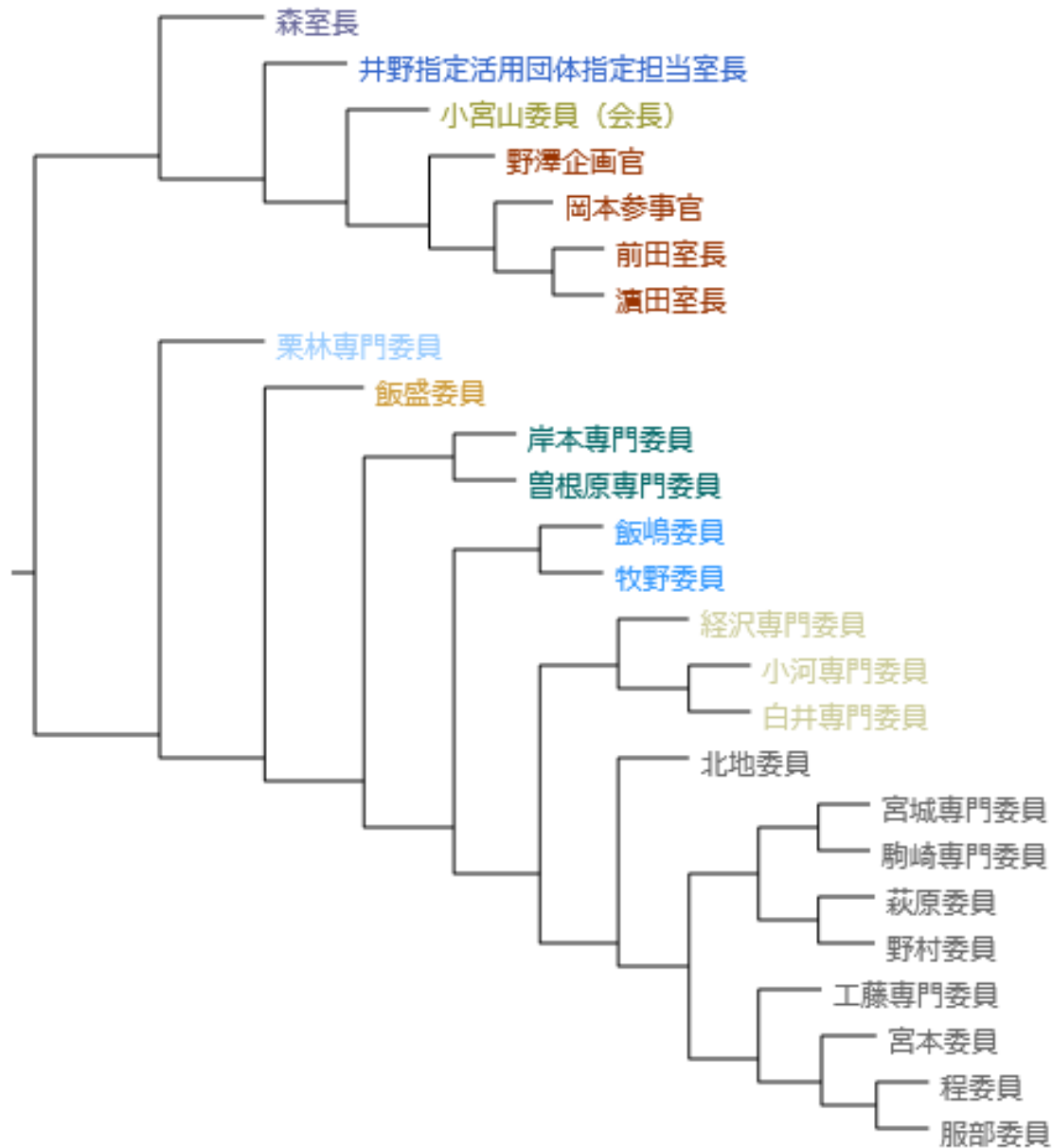
日本の非営利セクターに関する法制、税制、会計、助成、評価、文化、歴史に関するしっかりとした知識に基づいた計画

休眠預金基本方針の最頻語



基本方針。
最頻出語80語。但し、指定活用団体、資金分配団体、民間の公益を行う団体の用語を除去。

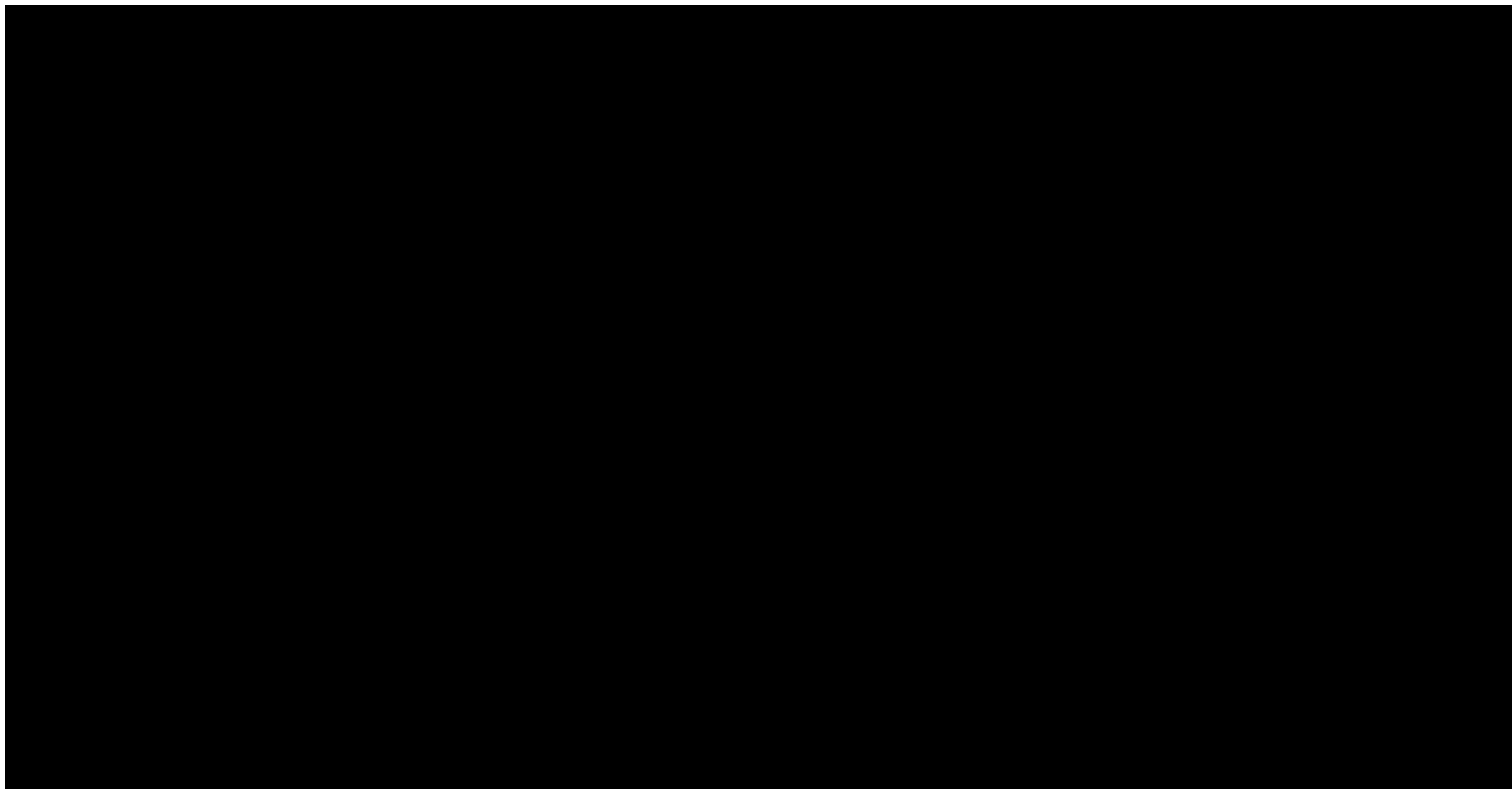
休眠預金等活用審議会での委員等の発言のクラスター分析(第13回まで)



「知」に対する真摯な態度からの疑問

- (議連・審議会が良い議論をしているにもかかわらず) 休眠預金活用の審議に多大な影響を与えた「**社会インパクト評価イニシアチブ**」(SIMI)の主張に対して、学術に携わる者として向き合い方に苦慮。
- 「社会インパクト評価」の定義をSIMIは指定活用団体公募開始後(本年6月)に大きく変更。
- 疑問が指摘されると、きちんと説明するのではなく、「**社会的インパクト評価志向原則**」を表明。志向することを原則とするということは如何なることか。

社会的インパクト評価の実際の事例



基本方針とどう整合させるか？

- EBP あるいはEBPM
- EBM (Evidence Based Medicine) から。
薬剤の効果と副作用をチェック。研究不正に対する
厳しい姿勢が前提。
- 社会的課題解決の評価＝シングル・イシュー解決の評価
⇒プラスとマイナスのインパクトを評価の必要性。
我々の提案：数量化が困難なものは定性的な提出物（先行例等）。
その集合体を数量化、可視化。＝**学術論文のインパクト**
トファクター⇒**評価指針策定等委員会**
(注：指定後評議員には学術論文の「知の構造化」で学位を取得した
東工大教授も)
- SIMIの主張の通り数量化できる団体には数量化をお願いする。但
し、**数字の不正については厳格に対処**(＝基本方針)。

ガラパゴス化する非営利法人 会計基準がバラバラで誰も理解できない。



旧民法第34条

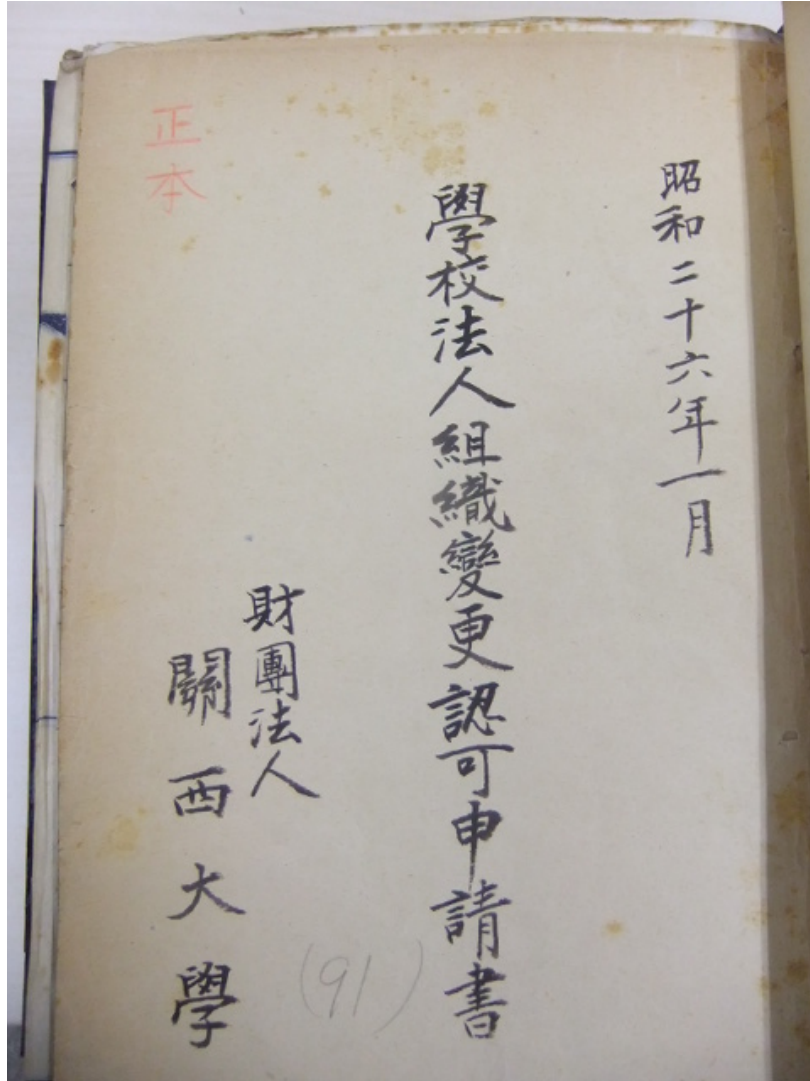
祭祀、宗教、慈善、學術、技芸其他公益

ニ関スル社団又ハ財団ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

公益社団・財団法人
20年度公益法人会計基準
2008

公益法人制度改革関連3
法2006年

一般法人



関西大学

お寺の一室を借りて
活動する
小さな任意団体から
社団法人、
財団法人を経て、
学校法人に。

「知の固定資産」から見た 資金分配団体の要件

ア) 選定における審査対象(業務規程第9条)

- 審査対象⇒「**特定公益増進法人の一部**」又は**認定特定非営利活動法人**(「**認定NPO法人**」という。両者併せて「**認定NPO等**」という)のうち助成を行う者に限定。
- ⇒制度的な担保を併用しなければ**欠格事由**調査などに多大なコスト。
- ⇒「民間公益活動を行う団体」が**相対値基準**で認定NPOになっていた場合に、**これらの法人が資金分配団体でなければ、助成金を受けた認定NPO法人が認定を取り消される可能性。**

対象法人数:

認定NPO法人: 1,030法人(内閣府平成30年9月14日現在)

公益法人: 9,564法人(内閣府平成30年8月末日)等。

認定されていない団体で資金分配団体を目指すならば、今から認定を取ってもらう。

認定NPOの相対値基準 概要 (税制上の寄付金控除の要件)

計算式 (多くの人・団体から支援を受けるという趣旨から)

受け入れた**寄付金総額** (対価性のない助成金含む)
(但し、**一者当たり基準限度超過額**を控除)

≧ 20%

総収入 (資金分配団体の助成金も入る)

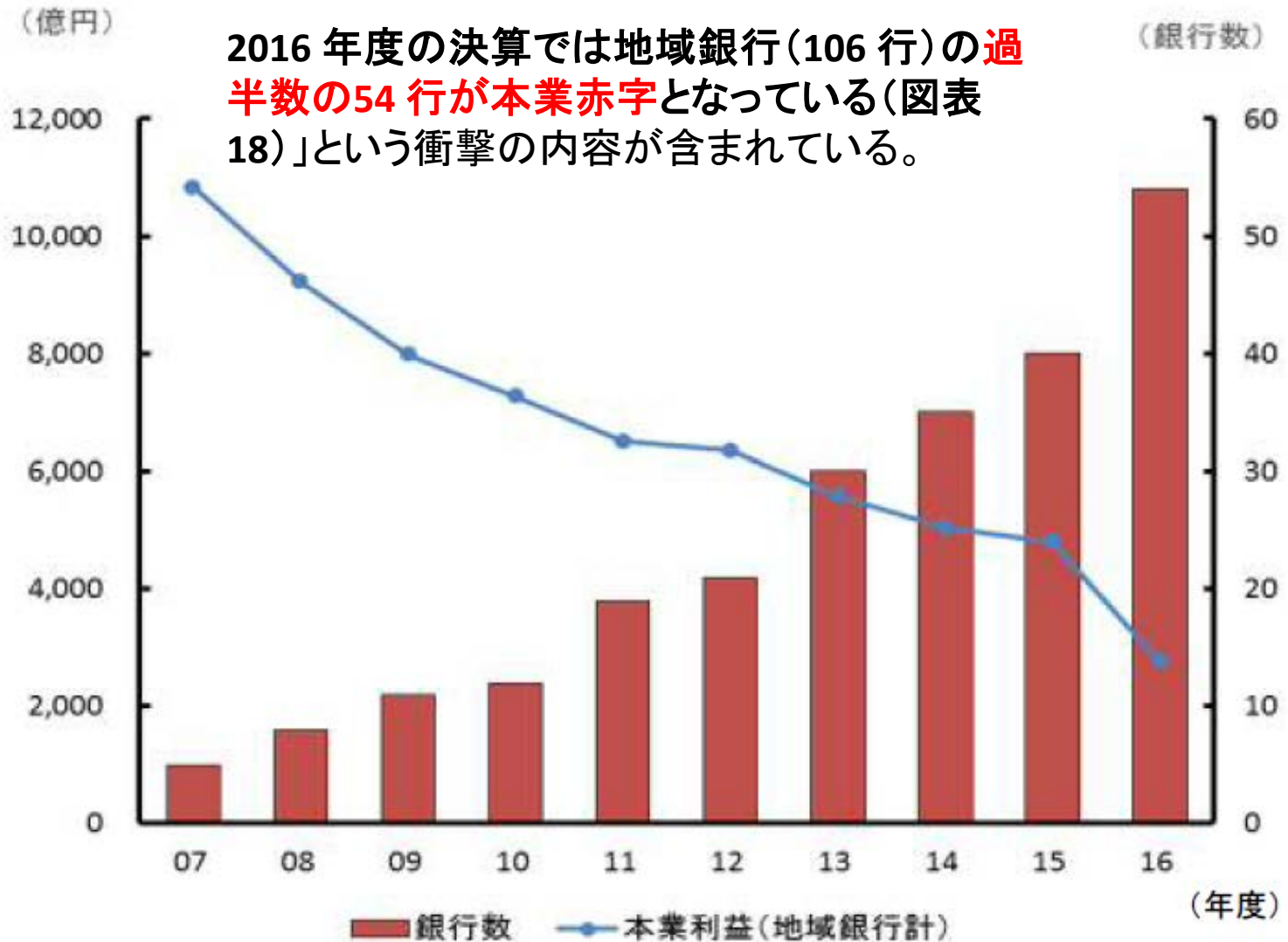
*【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が20%以上であること。
<一者当たり基準限度超過額>が寄付金総額の10分の1を超える部分になる。
「認定NPO等」ならば10分の50を超える部分となる。

資金分配団体が認定NPO等でなければ、相対値基準の認定NPOである民間公益活動を行う団体の認定をはく奪させてしまう可能性がある。
これは必然的に、**指定活用団体も公益法人でなければ同様のことが起こりうるということである。**

2. 休眠預金の資金に対する考え方

人々の「怨嗟」を受け止める。

図表 18 地域銀行の本業利益と本業赤字銀行数の推移



(資料)金融庁

1. 非税金性と非寄付金性の両義性

- 税金でないから柔軟に挑戦的に使えるという考え方(非税金性)。
- 国全体の皆さんのお金だから(寄付金ではないから)、より注意して使わなければならないという考え方(非寄付金性)。
- 常にこれを両立させなければならない。

2. 文化的にはルサンチマン・マネー

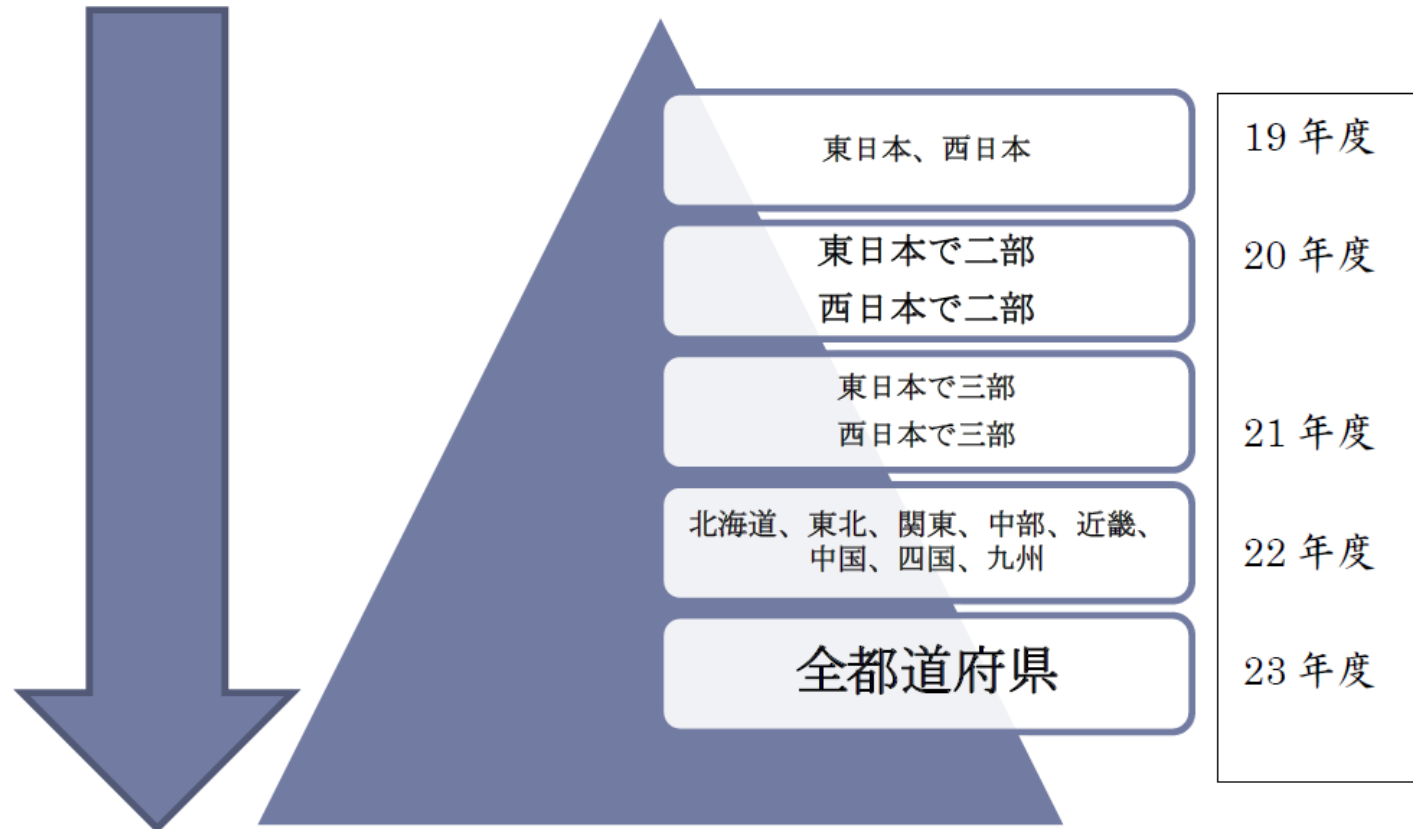
- 金融システム全体が決して安定的でない中、全国の銀行等から私有財産が集められたことによる人々のルサンチマン(怨念)が付加されている。
- 何よりも「手続き」に疑念を挟む余地のない「**手続的清廉性**」が必要。
- それプラス無駄をしていないかという観点からの「**経済性**」が必要。

不正と誤謬の区別は困難。 ともにゼロを目指す必要。

- **ルサンチマン・マネー**という観点からは、不正を起こさせないと言うだけでは足りず、誤謬を起こさせないという観点も必要。
- ⇒会計学関係者を大量に評議員に。あらゆる会計基準に対応可能な布陣。
- **科研費(税金ベース)の間接費の考え方を導入。**助成金の30パーセントは組織が自由に(=**流用の誤謬リスクを軽減**)。人件費、評価費用も可とする。
- 評価や監督において「鶏を裂くに焉んぞ牛刀を用いん」
- 上記を果たした上で最大の効果・成果を狙う。

ブレイクダウン担当方式 クロスボーダー選考

ルサンチマン・マネーの特質から少なくとも5年後にはすべての都道府県の「民間の公益を行う団体」に休眠預金等の資金が行き渡ることが必要。
⇔ばら撒きにしてはならない。



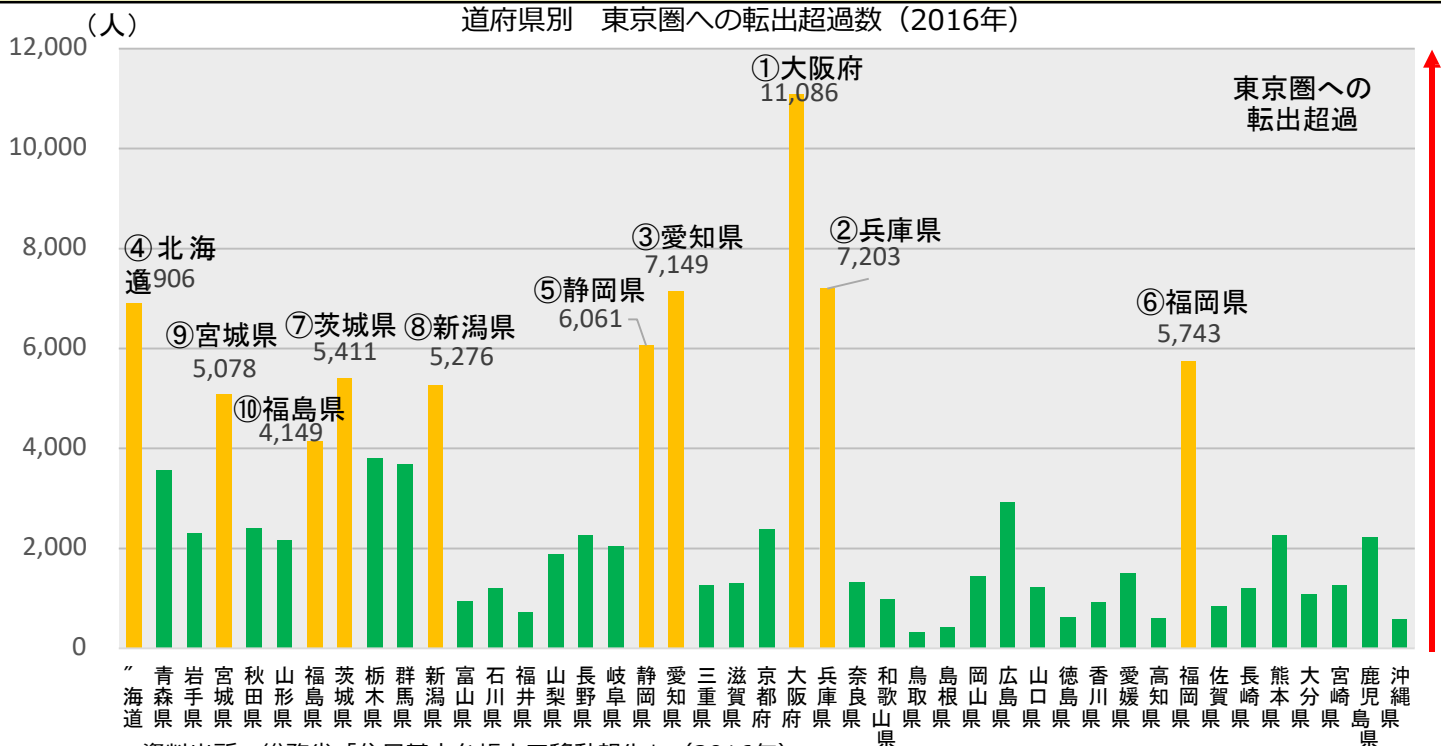
3. 地方の代表として

世界都市東京にて日本の社会課題を語ることなかれ。

地方創生の現状②

◀東京圏への転出超過数（絶対数）▶

○各道府県から東京圏への転出超過数の絶対数が多いのは、①大阪府（11,086人）、②兵庫県（7,203人）、③愛知県（7,149人）といった大都市圏を構成する府県であり、以下、④北海道（6,906人）、⑤静岡県（6,061人）、⑥福岡県（5,743人）、⑦茨城県（5,411人）、⑧新潟県（5,276人）、⑨宮城県（5,078人）、⑩福島県（4,149人）の順。



資料出所：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（2016年）

梶山弘志 まち・ひと・しごと創生担当
大臣資料より

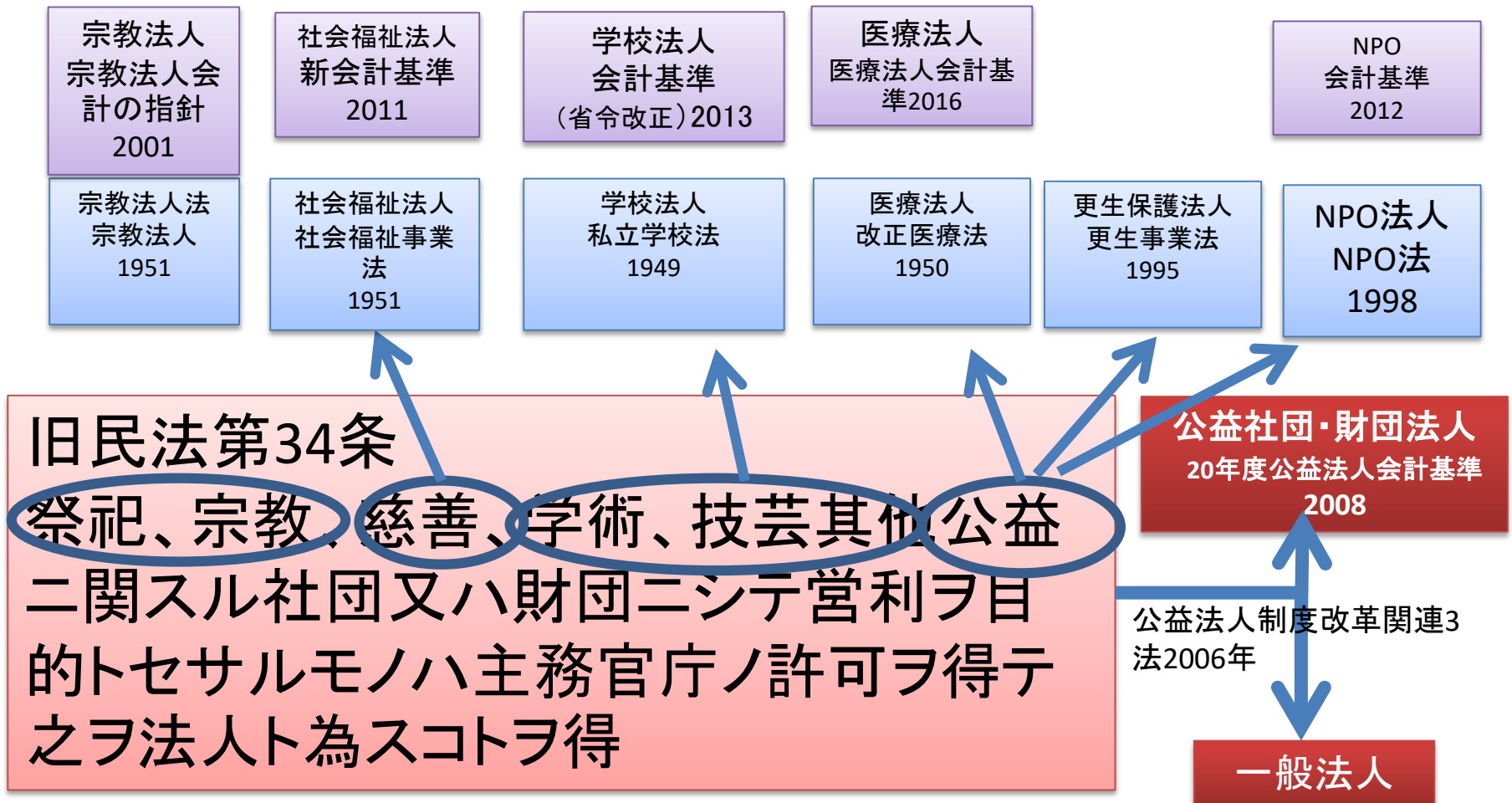
一般財団法人「民都大阪休眠預金等活用団体」設立準備委員会

秋山孝二	公益財団法人秋山記念生命科学振興財団理事長<指定後評議員予定>	北海道
池内啓三	学校法人関西大学理事長(*)<設立時理事>	大阪府
岩田敏郎	社会福祉法人聖徳会理事長(*)	大阪府
岩永清滋	公認会計士・税理士 <指定後評議員予定>	兵庫県
大槻文蔵	公益財団法人大槻能楽堂(*)	大阪府
大西寛文	公認会計士、元日本公認会計士協会副会長	大阪府
大貫 一	金沢星稜大学教授 (公認会計士)<指定後評議員予定>	石川県
尾崎 裕	大阪商工会議所会頭	大阪府
尾上選哉	大原大学院大学教授(会計学)<指定後評議員予定>	東京都
柏木登起	特定非営利活動法人シミズシーズ 代表理事 <指定後評議員予定>	兵庫県
金井宏実	認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター代表理事(*)<設立時理事>	大阪府
黒田章裕	一般社団法人関西経済同友会 代表幹事	大阪府
久保井一匡	久保井総合法律事務所 弁護士、元日本弁護士連合会会長(*)<指定後監事予定>	大阪府
崎元利樹	前公益財団法人放送文化基金 専務理事、元NHK <指定後評議員予定>	東京都
島田牧子	公認会計士・税理士 <設立時監事>	大阪府
施 治安	大阪100人会議顧問 (*)	大阪府
出口正之 表理事>	国立民族学博物館教授、元内閣府公益認定等委員会委員、民都・大阪フィランソロピー会議議長(*)<設立時代 大阪府	
中野秀男	帝塚山学院大学教授(*)、民都・大阪フィランソロピー会議情報分科会長<設立時評議員>	大阪府
野村卓也	ナレッジキャピタル総合プロデューサー、内閣府参与<指定後評議員予定>	大阪府
橋本正洋	東京工業大学教授 <指定後評議員予定>	東京都
原 丈人	米国501(c)(3)財団アライアンス・フォーラム財団(国連経済社会理事会諮問有資格)代表理事、内閣府本府参与 <指定後評議員予定>	
藤井秀樹	京都大学教授(会計学) <指定後評議員予定>	京都府
松本正義	公益社団法人関西経済連合会会長	大阪府
開(比嘉)梨香	株式会社カルティバイト代表取締役 <指定後評議員予定>	沖縄県
堀井良殷	公益財団法人関西・大阪21世紀協会理事長、元NHK理事(*)<設立時評議員>	大阪府
三木秀夫	三木秀夫法律事務所 弁護士<設立時評議員>	大阪府

誰が設立したのか

- 「民都・大阪」フィランソロピー会議の有志を核に。
- 北は北海道、南は沖縄まで。
- 会計実務専門家及び会計学関係者。
- 「公益資本主義」主張者。
- 「知の構造化」研究者。
- 平成20年度税制改革答申（「民間公益セクター」の文字がはじめて入った）政府税制調査会関係者

「民都・大阪」フィランソロピー会議は この図から誕生



■「民都・大阪」フィランソロピー会議の誕生

■会議メンバー

(平成30年6月1日現在・五十音順)

池内	啓三	学校法人関西大学 理事長
岩田	敏郎	社会福祉法人聖徳会 理事長
大槻	文藏	公益財団法人大槻能楽堂 理事長
金井	宏実	認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター 代表理事
久保井	一匡	公益財団法人小野奨学会 理事長
高	亜希	認定特定非営利活動法人ノーベル 代表理事
阪田	洋	大阪府・大阪市副首都推進局 副首都企画推進担当部長
清水	由洋	学校法人近畿大学 理事長
白井	智子	特定非営利活動法人トイボックス 代表理事
施	治安	「大阪を変える100人会議」顧問
* 出口	正之	国立民族学博物館 教授
早瀬	昇	社会福祉法人大阪ボランティア協会 常務理事
藤田	清	公益財団法人藤田美術館 館長
堀井	良殷	公益財団法人関西・大阪21世紀協会 理事長
松井	芳和	大阪府・大阪市副首都推進局 副首都企画推進担当部長
森	清純	公益財団法人大阪コミュニティ財団 専務理事

(* 議長)

下記に抵触しないと思料する理由

第4の②他の同一の団体の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様とします)。

- 公益認定法第5条第11号の解釈。＝平成22年1月8日の公益認定等委員会で検討。行政機関の会議体は「団体」と見なさずの例。
- 団体として意思を持って行動するものではない(弊財団をコントロールする能力は無い)。



「民都大阪」という名称は申請のためのロケット・エンジン。
指定されれば「日本休眠預金等活用団体」に名称変更予定。

東京と平均的日本の乖離

- (3) 内発的民間公益活動に対する着目
- 「内発的」とは、多様性の発展形態を前提とする鶴見和子の内発的発展論や国際開発学の内発的 (endogenous) 発展論に依拠。これらは西洋的な単一の発展形態を前提に、その手法を導入しようとする外発的 (exogenous) 発展の発展論に対置する考え方である。

オフィスにキッズコーナー

- 役員室の代わりに、キッズコーナー。
- 子育て中の役職員が子どもを同伴。
- 東京では通勤すら出来ない。地方では可能。
 - ニュージーランド、オーストラリアの国会でも子ども同伴。ニュージーランド首相は国連でも。

4. 総理大臣指定の権威を組織構成及び組織運営に活かすこと

指定前に揃えれば、「別の権威」に頼らざるを得ない。

【評議員人事に対する基本プラン】

- 「指定前」か「指定後」かによって大きく異なる<基本プラン4>。
- 人事については次の二つの戦略がありえた。
 - 「指定」前に無理してでも申請要項の外形だけ併せて集める。
 - 「指定後」確定してから、集めるべき人材をしっかりと集める。
- さらに「指定後」定款に基づき、各分野からそれぞれの代表を**推奨**いただきオールジャパンから人材の補強していく。



(定款変更の案)以下の各号の一の団体から推奨する者各々1名を限度に推奨を依頼することができる。

(1)休眠預金活用推進議員連盟

(2)細則に定める経済団体(これは北海道から南へ)

(3)細則に定める金融機関を構成者とする団体

(4)細則に定める労働組合を構成者とする団体(これは沖縄から北へ)

(5)細則に定めるメディアを構成者とする団体

【職員人事に対する考え方】

- 人事とは人の一生を左右するものである。「指定前」か「指定後」かによって大きく異なる<基本プラン4>。
- 人事については次の二つの戦略がありえた。
 - 「指定」前に無理してでも申請要項の外形だけ併せて集める。
 - 「指定後」確定してから、事業展開を考慮して集めるべき人材をしっかりと集める。
- 「働き方改革」を先導した形で実施する。
- 三位一体のスタート体制
 - しっかりとしたガバナンスでの運営：学校法人の幹部職員。
 - ソーシャル・セクターを牽引してきた認定NPO法人の職員。
 - 準公金である1970年万博の基金を預かり、助成活動を実施してきた公益財団法人の業務の提供。
- 「指定後」にさらにオールジャパンから人材の補強していく。

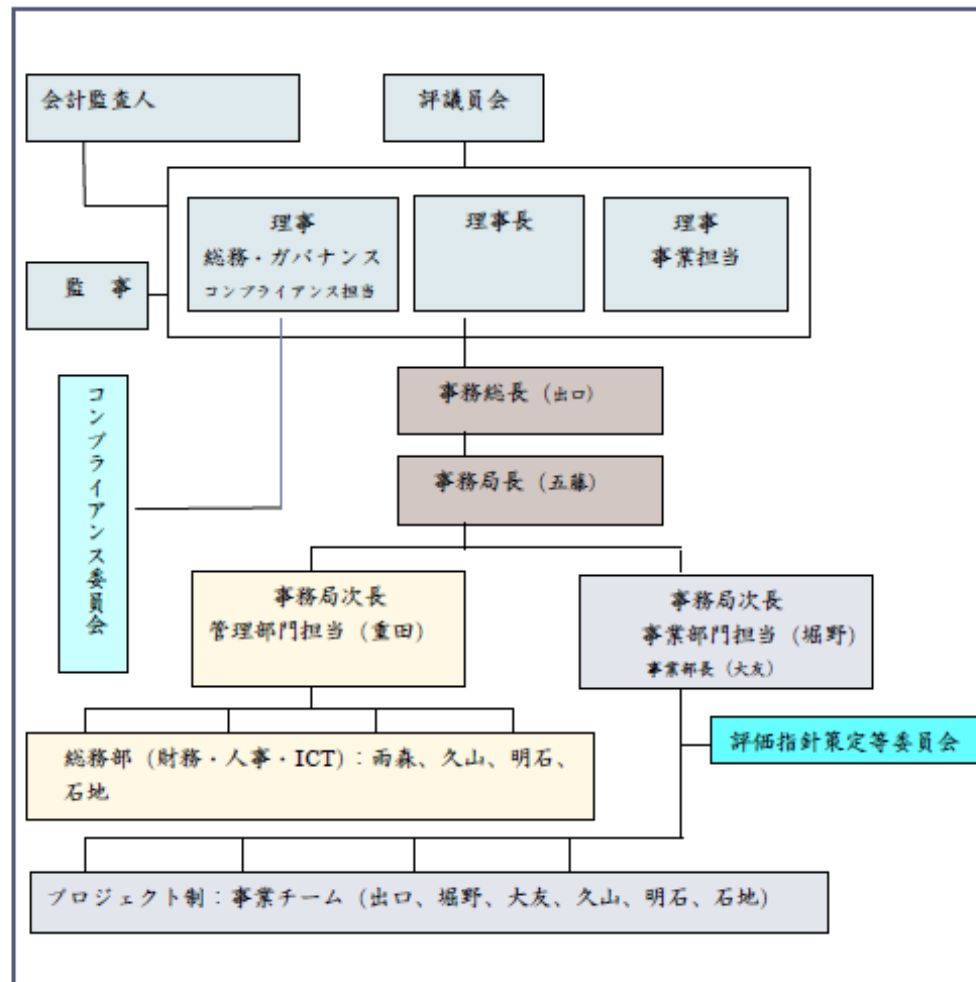
5. 組織:「飛車角方式」

大山康晴流の「受け」の美学

藤井聡太流 「攻め」の美学の両立

飛車角方式からの段階的发展

(1) 第1ステージ組織図 (2019.1.1 付)



6. ガバナンス及び内部統制等の管理体制について

本スキームにおける休眠預金の預金者の保護とは、資金を無駄なく有効・適切に活用すること、不正や不適切な資金の使用を防止していくことも含むと思料。

1. ガバナンス体制について

(1) 一般財団法人としてだけでなく、公益財団法人としてのガバナンス体制を整備する

指定を受けた後、直ちに公益認定を申請し、**公益財団法人**として民間公益活動を推進する法人にふさわしいガバナンス体制を整備する。

(2) ガバナンス・コード(法人統治の原則)の策定と実現のための施策の実施

金融庁の「コーポレート・ガバナンス・コード原案」(平成27年3月公表)を参考に、指定活用団体のガバナンス・コードを策定することで、ガバナンスの役割を明確にし、組織として助成業務の品質の持続的向上を図る。この策定したガバナンス・コードに基づき、その実現のための具体的な施策を実施する。

この指定活用団体のガバナンス・コードには、民間公益活動の企画・発案及び助成事業の審査・決定、並びに成果の評価・監査、研究・分析結果の公表等の業務の品質や組織の機能の向上・確保を図るとともに、組織運営の透明性の確保、関係諸方面との対話・意見交換、情報開示等に関する原則が含まれる。

(3) コンプライアンス体制について

①ガバナンスを支える内部統制を適切に整備・運用するとともに、次頁の「2. 内部統制について」の「(2)内部統制の整備・運用の重点事項」に記載の項目を実施する。

②監事監査、会計監査人監査、内部監査による業務監査及び会計監査については、十分な監査時間と資源を用いて、内部統制と財務書類等の開示情報の信頼性を確保し、預金者の保護と国民の負託にこたえるよう努める。

③資金分配団体に対しての監督にあたっては、助成事業の成果の適切な評価が行われるよう仕組みを構築するとともに、不正使用の防止と適正使用を図る体制がとられているかに留意して監査を実施する。

2. 内部統制について

(1)適切な内部統制の整備・運用についての基本方針

内部統制については、金融庁の内部統制監査基準（国際的標準であるCOSO報告書（※）の「内部統制の統合的フレームワーク」に準拠した、我が国における内部統制の整備内容の基準）を念頭に、会計監査人（監査法人）による計算書類等の財務書類の監査をパスできるよう、当法人の規模及び事業の社会的重要性にふさわしい水準で整備・運用し、もって預金者及び国民の利益を保護し、当法人の説明責任を果たさなければならない。

※米国のCOSO(The Committee Sponsoring Organizations of the Treadway Commission、トレッドウェイ委員会支援組織委員会)の報告書(内部統制の基本的枠組みに関する報告書。1992年公表、2013年5月改訂版公表)

(2)内部統制の整備・運用の重点事項

- ①内部統制のうち、全体統制を構成する諸規程を次頁の**別紙**のとおり整備する。
- ②法人内部者・外部者を問わず通報・相談できる内部通報制度を整備運用する。
- ③監事による業務監査の対象は理事の意思決定・業務執行を中心に実施されるため、将来的に内部統制のモニタリング手続きである内部監査制度の設置を検討する。また、組織の規模拡大に応じて、業務監査の手続が増大することに対応するため、常勤監事を設けるか又は内部監査制度を設け監事を補助することを検討する。
- ④休眠預金等活用団体として適正な資金の活用を実施するため、倫理規則及びコンプライアンスに関する役員・職員への教育研修を継続的に実施し、適切な懲戒制度を設けるなど、不正防止を徹底し、違反事項の正当化を許さない、規範意識の高い組織風土の醸成を図る。
- ⑤事業実施・研究活動・法人経営に関わる高度な人材の育成・確保を図る。

別紙 諸規程一覧（指定申請時提出済みの規程及び整備予定の規程を含む）

基本規程		組織規程		業務管理規程		
済	定款	済	組織規程	済	経理規程	資金分配団体審査管理規程
済	倫理規則	済	組織図		予算実績管理実施規程	資金分配団体監督基本規程
済	評議員及び役職員と資金分配団体及び民間活動を行う団体等との関係規則		業務分掌規程		資金運用管理規程	資金分配団体監査規程
		済	職務権限規程（法人全体） （「職務権限表」を含む。）		有価証券管理規程	助成案件審査管理規程
	評議員選任・解任委員会規程	済	稟議規程		固定資産管理規程	休眠預金等活用制度評価指針作成基本規程
済	役員報酬規程	済	監事監査規程		購買管理規程	
済	評議員の報酬等に関する規程		内部監査規程（内部監査制度設置時）		外注及び業務委託管理規程	個別助成事業成果評価基準作成規程
済	評議員会運営規程（細則）			済	債権管理規程	
済	理事会運営規程（細則）	人事・労務規程		済	文書管理規程	その他活用制度に関する規程
済	理事の職務権限規程		就業規則（雇用契約形態別に作成）	済	契約および業務委託規程	その他業務管理に関する規程
済	規程等管理規程	済	職員給与規定（雇用契約形態別に作成）		印章管理規程	基準・細則・取扱要領・マニュアル等
	規程管理表（一覧目次）		育児休業規程	済	情報公開基本規程	規程等作成基準
済	リスク管理基本規程		介護休業規程		安全衛生委員会規程	反社会勢力対策マニュアル （暴排マニュアル）
	危機管理規程		退職金規程		知的財産権管理規程	
済	コンプライアンス規程		旅費規程	済	個人情報保護規程	防災マニュアル
	内部通報制度規程（公益通報者保護法対応）		人事考課規程		特定個人情報保護規程	人事考課マニュアル
済	経営計画基本規程		従業者執筆著作及び講演等取扱規程		情報システム基本規程	マスメディア対応管理取扱要領
			綱紀審査・懲戒規程		情報システム運用規程	その他各種細則・マニュアル等
			人材育成・研修計画基本規程		内部情報管理規程	
			その他人事・労務に関する規程		広報管理基本規程	
						済 = 指定申請時提出済み

当法人のガバナンス及び内部統制等の管理体制について

3. 監査体制について

(1)必要十分な監査(業務監査及び会計監査)の実施

- ①十分な監査時間と資源とを用いて、内部統制と財務書類等の開示情報の信頼性を確保する。
- ②監査の連携の確保。監事と会計監査人(監査法人)とが適切に連携するとともに、監事監査(業務監査)を適切に実施することにより、会計監査人との協力体制を構築する。法人の規模の拡大に伴う監事監査(業務監査)の手続き量の増大に対応するため、内部監査制度を設けることも検討し、監事監査の適切な実施を図る。
- ③職業的専門家による水準の高い業務監査・会計監査の実施
 - － 監事は弁護士及び公認会計士を選任し、法務(コンプライアンス)・法人経営・会計・内部統制・情報開示について専門的見地から水準の高い監査を実施する。
 - － 会計監査人(監査法人)は、上場会社の登録監査事務所であり、かつ金融庁ホームページに開示されている「『監査法人の組織的な運営に関する原則』(監査法人のガバナンス・コード)を採用した監査法人のリスト」に掲載されている監査法人(2018年10月1日現在の掲載監査法人数:15法人)から選任しており、高品質な監査を提供しうる監査法人である。

(2)資金分配団体への主な監督体制

- ①資金分配団体の選定にあたり、助成金の不正使用の防止と適正使用を図る体制がとられているか、資金提供契約の遵守が図られる体制になっているかについては、明確な基準・原則・達成必要項目を策定し運用する。
- ②資金分配団体が助成事業を審査し選定するにあたっての基準を当法人が策定し、資金分配団体に遵守させ、審査・選定過程を文書化させる。
- ③助成事業の成果を明確にして適切な評価が行われるよう、定性的評価、定量的評価の客観的測定・評価基準(評価ツール)と評価の文書化・チェックの仕組みを構築する。
- ④当法人において、資金分配団体に対して上記①②③を監査する体制を構築する。監査担当者の専門性向上を図るとともに、必要十分な監査時間と資源を用いて、休眠預金等活用業務全体の信頼性を確保する。
- ⑤資金分配団体が資金提供契約に違反した場合に、適切に事実検証・対処する体制を構築する。

4. 情報開示について

(1)情報開示に関する基本的事項

- ①情報開示については、情報公開に関する法人内規程を制定し、情報の作成基準及び作成・検証過程に関する内部統制を整備した上で、情報開示内容及び開示方法が適切かについて理事長等の責任者の承認を得なければならない。
- ②情報の開示・公開にあたっては、ICTを活用して、開示情報の管理及び情報利用者の利便性の向上を図る。

(2)関係諸法令に基づく情報開示の実施

- ①当法人が関係諸法令等に基づき開示が求められている情報は以下の通りである。
 - － 関係諸法令休眠預金等活用法及び関係法令に定められた財務書類その他の情報の開示
 - － 一般財団法人として、さらに公益認定後は公益財団法人として求められている財務書類その他の情報の開示
- ②上記の開示情報については、開示情報作成・検証に関する内部統制を整備運用するとともに、監事もしくは会計監査人の監査が必要な情報については監査を受け、それ以外の情報については、誤りがないか内部の検証を実施したうえで、開示する。

(3)「基本方針」に基づく情報開示の実施

- ①「基本方針」において広く公開することとされている、制度改善や活動促進に資する調査及び研究の成果、収集・蓄積された民間公益活動の取り組みに関する情報を分析し構造化された知識、成果評価結果等の構造的に整理された情報などの開示を実施する。
- ②関係諸方面との対話・意見交換の基礎となる情報の開示、及び対話・意見交換内容の適切な開示を行う。
- ③上記①②の情報開示にあたっては、ICT等を活用して情報の作成手順を整備するとともに、情報が作成手順通りに適切に作成され、誤りがないかについて検証の上、開示する。
- ④研究成果の開示にあたっては、知的財産権の侵害や保護に留意し、知的財産権の管理体制を構築する。

6. その他

申請書の20その他参考となる事項を記載した書類に、審議会委員が記載すべき事項の回答

別紙様式3について

- 今後の対策
- チェックリストを全て1チェック1項目としたものを自ら作成(以下例)。

評議員、役員、職員及び会計監査人(就任予定者を含む。)の氏名、住所、履歴及び専門的能力等に関する事項を記載した書類(別紙様式3及び4)



評議員、役員、職員及び会計監査人(就任予定者を含む。)の氏名、住所の一覧表(別紙様式3)

評議員、役員、職員及び会計監査人(就任予定者を含む。)の氏名、住所、履歴及び専門的能力等に関する事項を記載した書類(別紙様式4)